

水上オートバイの 危険行為等に関する要望

兵 庫 県

令和4年4月

趣 旨

令和3年8月、本県明石市の林崎松江海岸における水上オートバイでの危険な行為は、大きく報道され社会的問題となりました。

また、同年9月には淡路市岩屋沖において、特殊小型船舶操縦士の免許を有しない者が操船する水上オートバイが護岸に衝突し、3名が死亡する痛ましい事故が発生しています。

本県では、水上オートバイに対する県民の不安感がかつてなく高まっている状況を踏まえ、県として基本的な対策を検討するため、同年11月に「水上オートバイによる危険行為等の対策検討会議」を設置して検討を重ね、全国初となる都道府県の海域全てを対象とした自主ルールを設定しました。

今後、マリンレジャーの本格的シーズンである夏を迎えるまでに、水上オートバイユーザーやマリーナ・ショップ等への自主ルールの周知、関係者による啓発・パトロール等を実施し、ルール・マナーを守る優良ユーザーの拡大に努めていきます。

一方で、危険操縦や飲酒操縦などルールを守らない悪質なユーザーに対しては、厳しい対応が必要です。本県では「水難事故等の防止に関する条例」の一部を改正する条例案を策定し、令和4年6月定例県議会への上程に向けて準備を進めていますが、こうした課題は本県のみならず、全国的な課題でもあります。

このため、法律上の規制強化など、以下の3点について要望します。

水上オートバイに対する国民の不安を緩和・解消するため、提案の趣旨を踏まえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

1 危険行為及び飲酒操縦に対する法律上の規制強化

(1) 刑事罰の創設

条例において刑事罰を規定している都道府県が多いが、危険操縦や飲酒操縦は全国的に共通する課題であるため、法律においても刑事罰の規定を創設すること。

※ 「船舶職員及び小型船舶操縦者法」では、小型船操縦者（免許取得者）が守るべき遵守事項として、危険操縦や酒酔等操縦の禁止が規定されているが、違反した場合の措置は業務停止等の行政処分にとどまっている。

(2) 酒気帯びでの操縦に対する規制

昨年9月の淡路市岩屋沖の死亡事故では、操縦者からアルコールが検出された。また、平成28年及び平成30年に本県海域で発生した死亡事故でも、飲酒後の航走が確認されている。

アルコールは少量でも脳の機能を麻痺させるため、酒気帯びでの操縦についても、行政処分の対象とするとともに、刑事罰の規定を創設すること。

2 特殊小型船舶操縦士免許の取得などに関する教習等の強化

特殊小型船舶操縦士免許は2日程度で取得可能であり、インターネット上では比較的容易に資格取得可能なことを強調したサイトも見受けられるため、下記のとおり、教習等の強化を行なうこと。

- ・ 学科教習において、危険操縦や酒酔い等操縦に関する内容及び時間を拡充すること。
- ・ 5年ごとの更新時の講習についても、講習内容を拡充すること。
- ・ 法律上の遵守事項以外にも、マナー等に関する教習・講習を充実させること。